

## 令和8年度岩手県予防接種センター機能推進事業委託仕様書

### (事業)

第1 予防接種センターは、次に掲げる事業を実施する。

- (1) 予防接種の実施
- (2) 県民への予防接種に関する正しい知識や情報の提供
- (3) 医療機関又は市町村からの相談の応需
- (4) 医療従事者向け研修の実施

### (実施期間)

第2 実施期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (予防接種の対象者)

第3 予防接種センターは、予防接種の判断を行うに際して注意を要する者（以下「予防接種要注意者」という。）のなかで、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）第2条第2項で規定する疾病のうち、主に小児を対象とした別表1に掲げる予防接種の実施にあたり、市町村から委託され予防接種を実施する医師（以下「接種医」という。）又は予防接種要注意者の基礎疾患の治療を担当する医療機関の医師から、小児科診療の専門家等による予防接種が必要と診断された者に対して、市町村からの依頼により予防接種を実施する。

- 2 接種医又は予防接種要注意者の基礎疾患の治療を担当する医療機関の医師は、予防接種要注意者又はその保護者に対して紹介状を交付する。
- 3 市町村は、予防接種要注意者に対して別に定める予防接種依頼票を交付するとともに、予防接種予診票を配布し予防接種センターへ提出するよう指示する。
- 4 予防接種要注意者は、予防接種を受ける際に紹介状、予防接種依頼票及び予防接種予診票、母子健康手帳並びに健康保険証を予防接種センターに持参する。

### (予防接種の実施)

第4 予防接種センターは、別表2に定める期日に予防接種予約の受付等を行う。

- 2 予防接種要注意者は、予め予防接種センターへ申し込みを行い、予防接種センターからの接種予定日及び必要に応じて実施する基礎疾患に係る事前検査等の指示を受ける。
- 3 予防接種センターは、予防接種を実施する場合、予防接種個人票を作成する。
- 4 予防接種センターは、予防接種が終了した場合には、予防接種実施報告書により紹介状を発行した医師、予防接種実施報告書及び請求書により依頼状を交付した市町村に予防接種の実施状況を報告する。

### (予防接種による健康被害)

第5 第6により予防接種センターが行う予防接種のうち、予防接種法に基づく予防接種により万一健康被害が発生した場合の対応は、予防接種法第11条第1項に基づき

市町村が行う。

(予防接種に要する経費)

第6 予防接種センターが実施する予防接種に要する経費は、別表1に掲げる予防接種の種類ごとに岩手県と予防接種センターとで協議の上定めることとする。

2 予防接種センターは、予防接種実施報告書及び請求書により、予防接種に要した経費を市町村へ請求する。

(県民への予防接種に関する正しい知識や情報の提供)

第7 予防接種センターは、市町村の予防接種担当者に対して、研修会の開催等により副反応を含む予防接種に関する正しい知識や情報、さらには感染症に関する知識等を提供する。

(予防接種に関する相談の応需)

第8 予防接種センターは、次に掲げる予防接種に関する医学的な相談に応じる。

(1) 予防接種要注意者に対する、予防接種の事前及び事後における相談

(2) 接種医、医療機関及び市町村の予防接種担当者からの相談

2 接種医等からの相談の受付及び回答は、別表2に定める期日に実施するものとし、予防接種相談票によりファックス又は電子メールで受け付ける。

(医療従事者向け研修の実施)

第9 予防接種センターは、医療従事者を対象に、予防接種の手技、器具の取扱い、感染防止策、感染事例、感染症の正確な知識等を学び続けるため、国が例示する最新の知見を踏まえたカリキュラムやテキストを使用するなどして、地域の医師会等と連携し、研修を実施する。

(その他)

第10 本業務の履行に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)第10条第1項に基づく「岩手県知事部局における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」(平成28年2月15日付け障第900号保健福祉部長通知)第3に規定する合理的配慮について留意すること。

別表 1

予防接種の種類
DPTIPVHib (ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ・Hib 感染症)
DPT (ジフテリア・百日せき・破傷風)
DT (ジフテリア・破傷風)
IPV (不活化ポリオ)
麻しん風しん混合 (MR)
麻しん
風しん
日本脳炎
結核 (BCG)
Hib 感染症
小児の肺炎球菌感染症
ヒトパピローマウイルス感染症
水痘
B型肝炎
ロタウイルス感染症

別表 2

予防接種予約の受付 医療相談の受付	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 電子メールによる受付 随時受け付け</li> <li>2 ファクシミリによる受付 随時受け付け</li> <li>3 電話による受付 祝祭日を除く毎週月曜日から金曜日までの午前 9 時から午後 5 時まで</li> </ol>
医療相談への回答 予防接種の実施	<p>祝祭日を除く第 1・3・5 週の金曜日の午後、第 2・4 週の火曜日の午後</p> <p>なお、緊急を要する場合はこの限りではない。</p>